

## 長久手市指定管理者選定委員会要綱

(設置)

第1条 公の施設の指定管理者を指定するに当たり、その候補者の選定等を行うため、長久手市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 指定管理者の候補者の選定に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募による市民
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。ただし、委員長が選任されていない場合は、市長が行う。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、次条の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

5 委員会の会議は、非公開とする。

(除斥)

第7条 指定管理者の候補者の選定に際し、委員が申請のあった法人その他の団体の役員又はこれに準じる者であるときは、当該委員はその案件を審議する

ことができない。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員会の所掌事務の処理に関し知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月16日から施行する。